

国自旅第 137 号の 3

平成 30 年 8 月 23 日

観光庁参事官（旅行振興） 殿

国土交通省自動車局旅客課長

（ 公 印 省 略 ）

旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2 に規定する運送引受書の
交付について

一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならないこととされており、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」として、平成 28 年 11 月には運送引受書に一般貸切旅客自動車運送事業者が届け出た運賃及び料金
の上限及び下限額の記載を義務化したところである。

これにより、下限割れ運賃・料金による運送を防止する効果が発揮される一方で、上限及び下限額による幅運賃が単なる値引き幅として運用されている実態もあることから、幅運賃制度の趣旨を明確にするため、運送引受書の参考様式を定め、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて
通達したので、この旨了知されるとともに、本取扱いが適切に実施されるよう一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会等関係団体に対して
周知されたい。